

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 事業の概要

事業所の名称	あおばホームケアクリニック
指定事業所番号	3611513692
指定事業の種別	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
連絡先	TEL 088-678-5733/FAX 088-678-5734
所在地	徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保 179-5 ヲソソワブル 201
管理者	高橋 良輔
サービス提供地域	板野郡、鳴門市、徳島市

2 診療日及び診療時間

【診療日】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

【診療時間】 午前 9:00～午後 5:00

3 サービス内容

【医師による居宅療養管理指導とは】

担当の医師が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、計画的な医学管理に基づき、ケアマネジャー等への情報提供、また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

4 費用（居宅療養管理指導費）について

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれません。

【居宅療養管理指導費】 ※1 単位＝10 円 ※介護予防も下記と同様

居宅療養管理指導費（Ⅰ） ※（Ⅱ）以外の場合に算定	単一建物居住者 1 人	515 単位／回（月 2 回を限度）
	単一建物居住者 2～9 人	487 単位／回（月 2 回を限度）
	単一建物居住者 10 人以上	446 単位／回（月 2 回を限度）
居宅療養管理指導費（Ⅱ） ※在宅時医学総合管理料等を 請求する場合	単一建物居住者 1 人	299 単位／回（月 2 回を限度）
	単一建物居住者 2～9 人	287 単位／回（月 2 回を限度）
	単一建物居住者 10 人以上	260 単位／回（月 2 回を限度）

5 支払い方法

居宅療養管理指導費（介護保険）の自己負担額のお支払いについては月単位でのご請求となります。便利な口座引き落としの場合、月末締めで引き落としは翌月 20 日となります。

6 虐待防止・身体拘束禁止・業務継続計画（BCP）について

● 虐待防止

利用者の人権擁護および虐待防止のため、責任者の配置、指針の整備、職員研修を定期的実施します。

● 身体拘束禁止

サービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する身体拘束等を行いません。

● 業務継続計画（BCP）

感染症や災害の発生時にも必要なサービスを継続して提供できる BCP を策定し、必要な備えを講じています。

7 個人情報の保護

当院は、個人情報保護法に基づき、診療・介護サービスの提供に必要な範囲内で利用者の個人情報を使用します。関係事業者への情報提供に際しては、守秘義務を厳守します。

8 苦情相談窓口

相談先	電話番号	利用時間
当院窓口（責任者：高橋良輔）	088-678-5733	午前 9:00～午後 5:00
徳島県国民健康保険団体連合会	088-665-7205	お問い合わせください
北島町役場 健康保険課	088-698-9805	お問い合わせください

私は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書により、事業者から居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

_____年 _____月 _____日

○利用者

氏 名：_____ 印

○ご家族または代理人（選任した場合）

私は、利用者に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の同意意思を確認しました。

氏 名：_____ 印

〒
住 所：_____

連絡先電話番号：_____

本人との関係：_____